**平成30年度地域密着型サービス事業者実地指導における指摘事項について**

資料１

|  |  |
| --- | --- |
| **１．平成30年度制度改正に関する指摘事項について** | |
| （１）全サービス共通 | |
| 1 | 重要事項説明書等に提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。 |
|  | 重要事項説明書等には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第10条第1項　等  ・予防基準条例　第12条第1項　等  ・解釈通知　第3‐1‐4‐（1）‐① |
|  |  |
| （２）（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| 1 | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の内容が不十分である。 |
|  | 事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図らなければなりません。また、それらの目的としては、下記のようなことが想定されています。  イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  ロ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。  ハ　身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。  ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  ヘ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。  【指摘事例】  ・身体的拘束等について報告するための様式が整備されていない。（身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、身体的拘束等について報告するための様式の検討が行われていない。） |
| 根拠 | ・基準条例　第118条第7項第1号　等  ・予防基準条例　第79条第3項第1号  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（4）‐④ |
| 2 | 身体的拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。 |
|  | 事業者は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければなりません。また、当該指針には、下記のような項目を盛り込まなければなりません。  イ　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  ロ　身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ニ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  ヘ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  【指摘事例】  ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針が記載されていない。 |
| 根拠 | ・基準条例　第118条第7項第2号　等  ・予防基準条例　第79条第3項第2号  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（4）‐⑤ |
| 3 | 身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。 |
|  | 事業者は、介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しなければなりません。なお、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 |
| 根拠 | ・基準条例　第118条第7項第3号　等  ・予防基準条例　第79条第3項第3号  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（4）‐⑥ |
|  |  |
| （３）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| 1 | 配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めていない。 |
|  | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければなりません。  これは、入所者の病気の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものです。なお、対応方針に定める規定としては、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられます。 |
| 根拠 | ・基準条例　第191条（第167条の2）  ・解釈通知　第3‐7‐4‐（13） |

|  |  |
| --- | --- |
| **２、その他の指摘事項について** | |
| （１）共通 | |
| 〇運営基準 | |
| 1 | 重要事項説明書の記載事項に誤りがある |
|  | 重要事項説明書等には、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載しなければなりません。  【指摘事例】  ・苦情受付担当者が退職した職員のままになっている。  ・苦情相談先（栃木県国民健康保険団体連合会等）の名称、所在地、電話番号、受付時間等が誤って記載されている。  ⇒重要事項説明書の内容は随時見直しを行い、常に最新の情報を記載してください。また、内容を誤って記載することがないよう、十分ご留意ください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第10条第1項　等  ・解釈通知　第3‐1‐4‐（1）‐① |
| 2 | 従業者が利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。 |
|  | 事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。また、事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由なくそれらの秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。なお、必要な措置とは、具体的には、従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、施設が従業者との雇用時等に取り決めること等とされています。  【指摘事例】  ・秘密保持のために必要な措置を講じていない。  ・従業者を雇用する際に、秘密を保持する旨の誓約著を徴しているが、退職後も秘密を保持する旨が記載されていない等、内容が不十分である。 |
| 根拠 | ・基準条例　第36条第1項及び第2項　等  ・解釈通知　第3‐1‐4‐（23）‐①及び② |
| 3 | 苦情を処理するために講ずる措置の概要が、事業所に掲示されていない。 |
|  | 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、事業所に掲示する等の必要な措置を講じなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第39条　等  ・解釈通知　第3‐1‐4‐（25）‐① |
| 4 | 勤務表において従業者の配置が明確になっていない。 |
|  | 事業者は、事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。  【指摘事例】  ・医師、栄養士等の勤務体制が定められていない。  ・看護職員と機能訓練指導員を兼務している職員の、機能訓練指導員としての勤務体制が定められていない。  ・管理者と介護職員を兼務している職員の、介護職員としての勤務体制が定められていない。  ・生活相談員と介護職員を兼務している職員の、介護職員としての勤務体制が定められていない。  ⇒複数の職種を兼務している職員については、勤務表において、職種ごとの勤務時間を明確にしてください。特に、人員基準や報酬基準において、「常勤換算方法で〇以上」等の基準がある職種については、勤務表において勤務時間を必ず明確にしてください。当該職種として勤務したことが明確になっていない勤務時間は、当該職種の常勤換算に含めることができません。 |
| 根拠 | 基準条例　第60条の13第1項　等 |
| 5 | 勤務表に必要な事項が記載されていない。 |
|  | 勤務表は、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。  【指摘事例】  ・常勤・非常勤の別が記載されていない。  ・従業者の職種が記載されていない。  ⇒これらの事項が記載されていない勤務表では、人員基準の適合状況が確認できませんので、必ず記載してください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の13第1項　等  ・解釈通知　第3‐2の2‐3‐（6） |
| 6 | 従業者の勤務実態が、勤務表どおりであることが確認できない。 |
|  | 【指摘事例】  ・従業者の出退勤の記録がない。  ・従業者の出退勤の記録が、同一法人が運営する他の事業所と一体となっており、事業所ごとの勤務日及び勤務時間が確認できない。  ・勤務表に、介護職員として記載されていた従業者の雇用関係書類を確認したところ、介護職員ではなく、事務員として採用されていた。 |
| 7 | 介護職員等が、事業所の従業者であることが確認できない。 |
|  | 事業者は、事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供しなければなりません。  【指摘事例】  ・介護職員等の雇用契約書がなく、事業所の従業者であることが確認できない。  ・介護職員等の雇用契約書を確認したところ、就業場所が同一法人が運営する他の事業所となっている。  ⇒サービスの提供を行っている者が、当該事業所の従業者であることを明確にしてください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の13第2項　等 |
| 8 | 従業者の研修の機会が確保されていない。 |
|  | 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための研修を実施しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の13第3項　等 |
| 9 | 非常災害に備えるための具体的な計画を策定していない。 |
|  | 事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の15第1項　等 |
| 10 | 避難訓練等を行っていない。また、非常災害に備えるための設備の点検を行っていない。 |
|  | 事業者は、非常災害に備えるための計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなければなりません。また、事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の15第2項及び第3項　等 |
| 11 | 避難訓練等に地域住民が参加していない。 |
|  | 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行うとともに、当該訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第103条第3項　等  ・予防基準条例　第60条第3項　等 |
| 12 | 運営推進会議を開催していない。 |
|  | 事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上（※）、運営推進会議に対し事業所の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。  ※（介護予防）認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護は6月に1回以上。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の17第1項　等 |
| 13 | 運営推進会議の記録を作成していない。また、記録を公表していない。 |
|  | 事業者は、運営推進会議に対するサービスの活動状況の報告、運営推進会議による評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の17第2項　等 |
| 14 | 地域住民との連携や、地域との交流の機会が乏しい。 |
|  | 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の17第3項　等  ・予防基準条例　第63条第3項　等 |
| 15 | 管理者を変更したが、小山市に届け出ていない。 |
|  | 事業者は、事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったときは、10日以内にその旨を小山市に届け出なければなりません。 |
| 根拠 | ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）　第78条の5  ・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）　第131条の13 |
| 16 | 事業所の体制が加算の算定要件に適合しなくなったが、その旨を小山市に届け出ていない。 |
|  | 事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を小山市に届け出なければなりません。 |
| 根拠 | ・留意事項　第1‐5 |
| 17 | 利用者の個人情報が、鍵がかかる場所に保管されていない。 |
|  | 昨年度、市内の介護サービス事業所において不法侵入事件が発生しております。  利用者の個人情報は鍵がかかる場所に保管する等、個人情報の漏えい防止に努めてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （２）地域密着型通所介護 | |
| 〇人員基準 | |
| 1 | 生活相談員を配置していない。また、生活相談員の勤務延時間数が、確保すべき時間数に達していない。 |
|  | 生活相談員は、サービスの提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数を配置しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第63条の3第1項第1号  ・解釈通知　第3‐2の2‐1‐（1）‐④ |
| 2 | 週6日営業の事業所において、生活相談が1人しかおらず、生活相談員の勤務延時間数が、確保すべき時間数に達していない。 |
|  | 従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限となります。  本事例では、全ての営業日（週6日）の生活相談員業務を、1人の職員が週6日勤務することで担っており、当該職員の勤務時間数が合計48時間となっていました。当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（40時間）を超えた時間数（8時間）は生活相談員の勤務延時間数に算入することができないため、生活相談員の勤務延時間数が、確保すべき時間数に達していませんでした。 |
| 根拠 | ・解釈通知　第2‐2‐（2）、第3‐2の2‐1‐（1）‐④  ・基準条例　第63条の3第1項第1号 |
| 3 | 生活相談員が資格要件に適合していることが確認できない。 |
|  | 生活相談員は、下記のいずれかに該当する者でなければなりません。  （1）大学又は専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  （2）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  （3）社会福祉士  （4）厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  （5）精神保健福祉士  （6）大学において、社会福祉法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者  （7）これらと同等以上の能力を有すると認められる者  ※（7）については、栃木県により、介護福祉士として5年以上の実務経験を有する者又は介護支援専門員として1年以上の実務経験を有する者と規定されています。  ⇒上記のいずれかに該当する者であることを証明する資格証等を事業所において保管し、生活相談員が資格要件に適合していることを明確にしてください。 |
| 根拠 | ・解釈通知　第3‐2の2‐1‐（2） |
| 4 | 機能訓練指導員を配置していない。 |
|  | 事業者は、事業所ごとに、機能訓練指導員を1以上配置しなければなりません。  なお、機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、はり師及びきゅう師以外の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）であることに留意してください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の3第1項第4号  ・解釈通知　第3‐2の2‐1‐（3） |
| 5 | 管理者が宿泊サービスに従事しており、常勤の要件を満たしていない。 |
|  | 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなりません。  なお、常勤とは、地域密着型通所介護事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。したがって、宿泊サービスの職務に従事している時間は、地域密着型通所介護事業所における勤務時間には含まれません。  本事例では、管理者が宿泊サービスに従事していたため、宿泊サービスに従事していた時間を除いて勤務時間を算出したところ、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（40時間）を下回っており、常勤の要件を満たしていませんでした。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の4  ・解釈通知　第2‐2‐（3） |
| 〇運営基準 | |
| 1 | 提供するサービスの質の評価（自己評価）を行っていない。 |
|  | 事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の8第2項 |
| 2 | 地域密着型通所介護計画が適切に作成されていない。 |
|  | 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければなりません。また、地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。  【指摘事例】  ・複数の利用者の地域密着型通所介護計画の内容が同じである。  ⇒利用者の心身の状況等を踏まえて計画を作成してください。  ・地域密着型通所介護計画の期間の終了後、新しい計画が作成されておらず、新しい居宅サービス計画も保管されていない。  ⇒地域密着型通所介護計画及び居宅サービス計画の期間が終了した際には、新しい居宅サービス計画の内容を確認し、その内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成してください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の10第1項及び第2項 |
| 3 | 地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がない。 |
|  | 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の10第5項 |
| 4 | 利用定員を超えてサービスを提供している日がある。 |
|  | 事業者は、利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行ってはなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第60条の14 |
| 〇報酬基準 | |
| 1 | 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】  非常勤の機能訓練指導員しか配置されていない日にも算定していた。 |
|  | 個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る機能訓練は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している単位の利用者に対して行うものです。したがって、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日は、加算を算定できません。 |
| 根拠 | ・留意事項　第2‐3の2‐（10）‐② |
| 2 | 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】  常勤の機能訓練指導員を配置している曜日を周知していない。 |
|  | 個別機能訓練加算（Ⅰ）の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。 |
| 根拠 | ・留意事項　第2‐3の2‐（10）‐② |
| 3 | 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】  機能訓練の項目の選択を機能訓練指導員が行っている。 |
|  | 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、複数の種類の機能訓練の項目を準備しなければなりません。また、その項目の選択に当たっては、機能訓練指導員等が、利用者の生活意欲が増進されるよう、利用者の心身の状態を勘案し、利用者の選択を援助しなければなりません。  ⇒機能訓練の項目の選択は利用者が行うものとしてください。また、機能訓練指導員等は、利用者の生活意欲が増進されるよう、利用者の心身の状態を勘案し、利用者の選択を援助してください。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表2の2‐注11  ・大臣基準告示　51‐3‐イ‐（2）  ・留意事項　第2‐3‐2‐（10）‐③ |
| 4 | 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】  個別機能訓練計画を機能訓練指導員が作成しており、作成の段階で介護職員等の意見を取り入れる機会がない。 |
|  | 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成しなければなりません。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表2の2‐注11  ・大臣基準告示　51‐3‐イ‐（3）  ・留意事項　第2‐3‐2‐（10）‐⑤ |
| 5 | 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】  利用者が要支援２から要介護４になったにもかかわらず、個別機能訓練計画の内容にほとんど変更がなかった。 |
|  | 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施しなければなりません。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行わなければなりません。  ⇒利用者のADLやIADLに変化があった場合は、目標の見直しや、訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表2の2‐注11  ・大臣基準告示　51‐3‐イ‐（4）  ・留意事項　第2‐3‐2‐（10）‐⑨ |
| 6 | 【個別機能訓練加算（Ⅱ）】  機能訓練指導員を配置していない日にも算定していた。 |
|  | 個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものです。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。したがって、理学療法士等を配置していない日には、加算は算定できません。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表2の2‐注11  ・大臣基準告示　51‐3‐ロ‐（3）  ・留意事項　第2‐3‐2‐（10）‐④ |
| 7 | 地域密着型通所介護を利用中の利用者が、地域密着型通所介護を一旦中断した上で、事業所が独自に行っている保険外サービス（通院の援助）を利用していたにもかかわらず、保険外サービスに要した時間を含めて地域密着型通所介護を算定していた。 |
|  | 医療機関の受診により地域密着型通所介護の利用を中止した場合は、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければなりません。  　したがって、地域密着型通所介護の算定に当たっては、保険外サービスの提供時間は含めず、かつ、その前後に提供した地域密着型通所介護の提供時間を合算し、1回の地域密着型通所介護として所定単位数を算定してください。 |
| 根拠 | ・介護報酬に係るQ＆Aについて（平成15年5月30日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡） |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）（介護予防）認知症対応共同生活介護 | |
| 〇人員基準 | |
| 1 | 夜間及び深夜の時間帯が、事業所の利用者の生活サイクルの実態と乖離していた。 |
|  | 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定してください。なお、夜間及び深夜の時間帯は、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間の範囲内で設定してください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第111条第1項  ・予防基準条例　第72条第1項  ・解釈通知　第3‐5‐2‐（1）‐①‐イ  ・留意事項　第2‐1‐（9）‐2 |
| 〇運営基準 | |
| 1 | 事業所が利用者の金銭の管理及び出納を行うことについて、書面により利用者の同意を得ていない。 |
|  | 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければなりません。また、特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前にその者の同意を得なければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第121条第2項  ・予防基準条例　第91条第2項  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（7）‐② |
| 2 | 外部評価の結果を入居申込者へ提供していない。 |
|  | 事業者は、自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければなりません。  なお、外部評価の結果の公表は、具体的には、入居（申込）者及びその家族へ提供する方法や、市の窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより行わなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第118条第8項  ・予防基準条例　第88条第2項  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（4）‐⑦ |
| 3 | 超過勤務しなければ、常時介護従業者を1人以上確保できない。 |
|  | 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、常時介護従業者が1人以上確保されていなければなりません。  【指摘事例】  ・勤務表上、介護従業者が確保されていない時間帯があった。その時間帯は、介護従業者の超過勤務により、従業者を確保していた。  ⇒超過勤務をしなければ介護従業者を常時1人以上確保できず、超過勤務が常態化している状況において、介護従業者の心身の負担は大きいものと考えられます。介護現場の事故は、「利用者」、「環境」そして「介護する職員」の３つに潜むリスクが影響しあう中で発生すると言われており、介護する職員の疲労やストレス、心身の不調等も、介護のミスや集中力の低下等の一因となるため、重大な介護事故に繋がるおそれがあります。したがって、介護事故を防止し、利用者の安全を確保する観点からも、介護従業者が超過勤務をしなくても常時１以上確保されるよう、必要な人員を確保してください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第124条  ・予防基準条例　第82条  ・解釈通知　第3‐5‐4‐（9）‐③ |
| 〇報酬基準 | |
| 1 | 【認知症専門ケア加算（Ⅰ）】  加算の対象外の利用者に加算が算定されていた。 |
|  | 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者）以外の利用者には、加算は算定できません。 |
| 根拠 | ・単位数表告示別表5‐ヘ  ・利用者等告示41  ・予防単位数表告示別表3‐ホ  ・利用者等告示91  ・留意事項第2‐6‐（11） |
| 2 | 【栄養スクリーニング加算】  利用者の栄養状態の確認を利用開始時に行なっていない。 |
|  | 利用者の栄養状態の確認は、利用開始時及び利用中6月ごとに行う必要があります。 |
| 根拠 | ・単位数表告示別表5‐リ  ・予防単位数表告示別表3‐チ |
| 3 | 【医療連携体制加算（Ⅰ）】  看護師を1名以上確保していることが明確になっていない。 |
|  | 事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師（准看護師は不可。）を1名以上確保しなければなりません。  ⇒勤務表等において看護師の勤務体制を定める等、事業所において看護師を1名以上確保していることを明確にしてください。なお、看護師の勤務時間は、下記の業務を行うために必要な勤務時間を確保する必要があります。  ・利用者に対する日常的な健康管理  ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整  ・看取りに関する指針の整備　等 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表5‐ニ‐注  ・施設基準　34‐イ‐（1）及び（2）  ・留意事項　第2‐6‐（9）‐②及び③ |
| 4 | 【医療連携体制加算（Ⅰ）】  看護師により24時間連絡できる体制が確保されていない。 |
|  | 看護師（准看護師は不可。）により24時間連絡できる体制を確保しなければなりません。  【指摘事例】  ・2名の職員が日替わりでオンコールに従事していたが、内1名が准看護師であった。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表5‐ニ‐注  ・施設基準　34‐イ‐（1）及び（2）  ・留意事項　第2‐6‐（9）‐②及び③ |
| 5 | 【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ】  算定要件の適合状況の確認を、所定の方法で行っていない。 |
|  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上でなければなりません。また、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いなければなりません。  【指摘事例】  ・月ごとに職員の割合を算出していたが、算出している月としていない月があり、前年度（3月を除く。）の平均を用いた職員の割合を算出していなかった。  ⇒介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を算出する際には、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いてください。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表5‐ヌ‐注  ・大臣基準告示　59‐イ‐（1）  ・留意事項　第2‐6‐（15）‐①（2‐（15）‐④） |

|  |  |
| --- | --- |
| （４）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| 〇人員基準 | |
| 1 | 生活相談員を配置していない。 |
|  | 常勤の生活相談員を1以上配置しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第153条第1項第2号及び同条第5項 |
| 2 | 介護支援専門員を配置していない。 |
|  | 常勤専従の介護支援専門員を1以上配置しなければなりません。 |
| 根拠 | ・基準条例　第153条第1項第6号及び同条第11項 |
| 〇運営基準 | |
| 1 | ユニットリーダーが常勤であることが確認できない。 |
|  | ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置しなければなりません。  なお、常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。  【指摘事例】  ・ユニットリーダーの勤務時間が、施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（40時間）に達していなかった。また、当該職員が、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる者であることが確認できなかった。 |
| 根拠 | ・基準条例　第189条第2項第3号  ・解釈通知　第2‐2‐（3） |
| 2 | ユニットリーダーがユニットケアリーダー研修を受講していない。 |
|  | ユニットごとの常勤のユニットリーダーのうち、2名以上は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者でなければなりません。（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、ユニットケアリーダー研修の受講者は1名でよいとされています。） |
| 根拠 | ・解釈通知　第3‐7‐5‐（9）‐② |
| 3 | 勤務表において、ユニットごとの介護職員・看護職員の配置が明確になっていない。 |
|  | ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、昼間にあっては、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置しなければなりません。  ⇒勤務表においてユニットごとの職員の配置を明確にし、昼間にユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していることを明確にしてください。 |
| 根拠 | ・基準条例　第189条第1項及び第2項第1号  ・解釈通知　第3‐7‐5‐（9）‐③（第3‐7‐4‐（17）‐①） |
| 4 | 優先的な入所の透明性が確保されていない。 |
|  | 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければなりません。また、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性を確保しなければなりません。  【指摘事例】  ・入所検討委員会において入所の優先順位が5人中5位と判断された入所申込者が、実際には他の4人よりも先に入所していた。また、その者が優先的に入所することになった理由等が記録されていなかった。 |
| 根拠 | ・基準条例　第191条（第156条第2項） |
| 〇報酬基準 | |
| 1 | 【日常生活継続支援加算（Ⅱ）】  算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は5の者が占める割合等を算出していない。 |
|  | 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は5の者が占める割合等を算出しなければなりません。  【指摘事例】  ・「算定日の属する月の前6月間又は前12月間」ではない期間における割合を算出していた。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表7‐ロ‐注5  ・施設基準　41‐ロ‐（2）（イ‐（2））  ・留意事項　第2‐8‐（6）‐③ |
| 2 | 【日常生活継続支援加算（Ⅱ）】  算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は5の者が占める割合等を毎月記録していない。 |
|  | 毎月において、これらの割合がそれぞれ所定の割合であることが必要であり、これらの割合については毎月記録しなければなりません。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表7‐ロ‐注5  ・施設基準　41‐ロ‐（2）（イ‐（2））  ・留意事項　第2‐8‐（6）‐③ |
| 3 | 【栄養マネジメント加算】  栄養ケア計画を作成してから、入所者又はその家族の同意を得るまでに1月以上かかっている。 |
|  | 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から加算を算定するものとされています。  ⇒同意を得る前に加算を算定することがないよう、ご留意ください。 |
| 根拠 | ・単位数表告示　別表7‐チ‐注  ・留意事項　第2‐8‐（21）‐⑥ |